別表－１　有資格コード一覧〔一般建設業〕

（注）「１」・・法第７条第２号イ該当「４」・・法第７条第２号ロ該当　「７」・・法第７条第２号ハ該当

		コード	資格区分	建設業の種類																												
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
		０１	法第７条第２号　　イ　該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		０２	法第７条第２号　　ロ　該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法	合格証明書	１１	一級　建設機械施工技士	7				7								7																
		１２	二級　建設機械施工技士（第１種～第６種）	7				7								7																
		１３	一級　土木施工管理技士	7				7	7					7		7	7			7									7			
		１４	二級　土木施工管理技士（土木）	7				7	7					7		7	7												7			
		１５	二級　土木施工管理技士（鋼構造物塗装）																	7												
		１６	二級　土木施工管理技士（薬液注入）					7																								
		２０	一級　建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7				7			
		２１	二級　建築施工管理技士（建築）		7																											
		２２	二級　建築施工管理技士（･体）			7		7					7	7	7																	
		２３	二級　建築施工管理技士（仕上げ）			7	7		7	7			7					7	7	7	7	7		7				7			
		２７	一級　電気工事施工管理技士								7																					
		２８	二級　電気工事施工管理技士								7																					
		２９	一級　管工事施工管理技士									7																				
		３０	二級　管工事施工管理技士									7																				
		３３	一級　造園施工管理技士																							7						
		３４	二級　造園施工管理技士																							7						
建築士法	免許証	３７	一級　建築士		7	7				7			7	7								7										
		３８	二級　建築士		7	7				7			7									7										
		３９	木造建築士			7																										
技術士法	登録証	４１	建設	7				7			7					7	7									7						
		４２	建設「鋼構造物及びコンクリート」	7				7			7			7		7	7									7						
		４３	農業「農業土木」	7				7																								
		４４	電気・電子								7														7							
		４５	機械																				7									
		４６	機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機器」									7											7									
		４７	水道									7																	7			
		４８	水道「上水道及び工業用水道」									7															7		7			
		４９	水産「水産土木」	7				7									7															
		５０	林業「林業」																							7						
		５１	林業「森林土木」	7				7																		7						
		５２	衛生工学									7																				
		５３	衛生工学「水質管理」									7																	7			
		５４	衛生工学「廃棄物処理」又は「汚物処理」									7																	7			7
電気事業法 電気工事士法	免状	５５	第一種　電気工事士								7																					
		５６	第二種　電気工事士　　３年								7																					
		５８	電気主任技術者（第１種～第３種）　　５年								7																					
水道法		６５	給水装置工事主任技術者　　１年									7																				
消防法		６８	甲種消防設備士																											7		
		６９	乙種消防設備士																											7		
職業能力開発促進法 ＊２級の場合は実務経験１年を要する		７１	建築大工			7																										
		７２	左官				7																									
		７３	とび・とび工・型枠施工・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工					7																								
		６６	ウェルポイント施工					7																								
		７４	空気調和設備配管，冷凍空気調和機器施工									7																				
		７５	給排水衛生設備配管									7																				
		７６	配管・配管工									7																				
		７７	タイル張り・タイル張り工										7																				
		７８	築炉・築炉工・れんが積み										7																				
		７９	ﾌﾞﾛｯｸ建築・ﾌﾞﾛｯｸ建築工・ｺﾝｸﾘｰﾄ積ﾌﾞﾛｯｸ施工						7				7																				
		８０	石工・石材施工・石積み						7																								
		８１	鉄工・製罐											7																			
		８２	鉄筋組立・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												7																		
		８３	工場板金							7								7															
		８４	建築板金・板金工（選択科目「建築板金作業」）・板金（選択科目「建築板金作業」）							7								7															
		８５	板金・板金工・打ち出し板金															7															
		８６	かわらぶき・スレート施工							7																							
		８７	ガラス施工																7														
		８８	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7													
		８９	建築塗装・建築塗装工																	7													
		９０	金属塗装・金属塗装工																	7													
		９１	噴霧塗装																	7													
		６７	路面標示工																	7													
		９２	畳製作・畳工																			7											
		９３	内装仕上げ施工・ｶｰﾃﾝ施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7											
		９４	熱絶縁施工																					7									
		９５	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工・サッシ施工																										7				
		９６	造園																							7						
		９７	防水施工																		7											
		９８	さく井																								7					
		６１	地すべり防止工事士　　１年					7																			7					
		６２	建築設備資格者　　１年								7	7																				
		６３	一級計装士　　１年								7	7																				
その他		９９	建設業法第７条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和４７年３月８日建設省告示第 352 号）の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当																														

※（注）「汚物処理」は、昭和５７年総理府令第３７号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。